規　則

○原子力規制委員会規則第四号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十六条の二の二、第四十六条の二の三第一項、第四十七条、第四十八条第一項、第五十条第一項、第五十条の五及び第五十一条の規定に基づき、使用済燃料の再処理の事業に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年四月三日　　原子力規制委員会委員長　田中　俊一

使用済燃料の再処理の事業に関する規則等の一部を改正する規則

（改正の対象となる規則の一部改正）

第一条　次の各号に掲げる規則の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

一　使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）　別表第一

二　再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十九号）　別表第二

第二条　前条各号に定める表中の傍線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めること。

二　条項番号その他の標記部分（以下単に「標記部分」という。）に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であって、標記部分が改正前欄及び改正後欄で同一のときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げるもののように改めること。

三　標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であって、標記部分が改正前欄及び改正後欄で異なるときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定として移動すること。

四　標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄に掲げている場合であって、改正後欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を削ること。

五　標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であって、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第一　使用済燃料の再処理の事業に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
（定義）	（定義）
第一条　［略］	**第一条**　［略］
2　［略］	2　［略］
一～七　［略］	一～七　［略］
八　［廃止措置対象施設］とは、法第五十条の五第二項の認可を受けた廃止措置計画（法第五十条の五第三項において準用する法第十二条の六第三項又は同条第五項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）に係る廃止措置の対象となる再処理施設をいう。	［号を加える。］
（再処理の事業の指定の申請）	（再処理の事業の指定の申請）
第一条の二　［略］	**第一条の二**　［略］
一～六　［略］	一～六　［略］
七　［略］	七　［略］
イ　運転時の異常な過渡変化（事業指定基準規則第一条第二項第一号に規定する運転時の異常な過渡変化をいう。以下この号において同じ。）事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果	［条を加える。］
ロ　設計基準事故（事業指定基準規則第一条第二項第二号に規定する設計基準事故をいう。以下この号において同じ。）事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果	
ハ　［略］	
2・3　［略］	
（廃止措置中の再処理施設の維持）	（廃止措置計画に係る施設定期検査を要する場合）
第七条の八の二　法第四十六条の二の二ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設であつて第十九条の五第一項第五号の性能維持施設が存在する場合とする。この場合において、法第四十六条の二の二本文の規定は、第十九条の五第一項第五号の性能維持施設に限り適用されるものとする。	**第七条の十の二**　法第四十六条の二の三第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
（廃止措置中の施設定期検査）	一　法第五十条の五第二項の認可を受けた廃止措置計画に係る廃止措置の対象となる再処理施設（以下［廃止措置対象施設］という。）内に使用済燃料が存在している場合（再処理設備本体を通常の方法により操作した後に使用済燃料が回収されることなく滞留している場合を除く。）
第七条の十の二　法第四十六条の二の三第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設であつて、第十九条の五第一項第五号の性能維持施設が存在する場合とする。	